

## 富里市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 改正の目的

介護保険法施行規則の改正内容を条例に反映します。

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を残しつつ、柔軟な職員配置を可能とします。

### 2 改正の概要について

地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、

- (1) 現行の地域包括支援センターの職員数について常勤換算方法によることを可能とします。
- (2) 複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域における第一号被保険者の合計数に応じた数の職員を個々のセンターに振り分けて配置することで配置基準を満たすものとします。

#### 常勤換算方法

非常勤職員の総労働時間を合計し、それを常勤職員の標準労働時間で割り、常勤職員と同等の人数に換算する方法です。



a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置。

3つのセンターがある場合、Aのセンターに社会福祉士がいなくても、Bのセンターに2人いれば合計3職種×3センター分の9人いるため、基準を満たしていることとなる。

※イメージ図は厚生労働省社会保障審議会資料から抜粋